

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市障害者計画・第7期桐生市障害福祉計画・第3期桐生市障害児福祉計画（案）
意見募集の趣旨	<p>現在の障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画が令和5年度をもって終了することから、令和6年度を始期とする新たな計画を作成いたします。</p> <p>障害者計画は、「障害者基本法」の規定に基づき、桐生市における障害者施策の基本的な方向を定めるものです。また、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の規定に基づき、各年度における障害福祉サービス、相談支援や児童福祉法に基づく障害児支援に必要な見込量や、その確保のための方策を定めています。</p> <p>本計画の作成にあたり、計画の行政案について広く情報提供し、市民の意見を反映したより良い内容とするため、桐生市市民の意見提出手続を実施します。</p>
意見を提出できる人	<ol style="list-style-type: none">1 市内に住所を有する個人2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体3 市内の事務所又は事業所に勤務する人4 市内の学校に在学する人5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和5年11月28日（火）～12月27日（水）
意見の提出方法	<p>住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 直接提出・・・桐生市役所 1階福祉課へ提出してください（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）。(2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所福祉課あて送付してください。(3) ファクシミリ・・・0277-45-2940へ送信してください。(4) 電子メール・・・fukushi@city.kiryu.lg.jpへ送信してください。 <p>※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。</p>
担当	保健福祉部 福祉課 障害福祉係 電話 0277-46-1111（内線 259）
備考	<ul style="list-style-type: none">・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報公表はしません。・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。